第25期 第18回

北広島市農業委員会総会議事録

会期　自　令和６年11月26日

　　至　令和６年11月26日

北 広 島 市 農 業 委 員 会

第25期 第18回 北広島市農業委員会総会議事録

令和6年11月26日（火）13時30分、第18回北広島市農業委員会総会を北広島市役所5階委員会室に招集する。

1　議事日程
日程第1　議事録署名委員の指名
日程第2　会期の決定
日程第3　報告第1号　現況証明願による専決処分について
日程第4　報告第2号　農地法第3条の3の届出による専決処分について
日程第5　報告第3号　賃貸借の合意解約について
日程第6　議案第1号　現況証明願について
日程第7　議案第2号　農地法第3条の規定による許可申請について
日程第8　議案第3号　農用地利用集積計画の決定について
日程第9　議案第4号　現地調査委員の指名について
日程第10　その他　諸報告

2　応招委員　1番　茶木　義行　委員　2番　安宅　一夫　委員　4番　宮北　輝　委員
5番　佐々木　珠惠　委員　6番　佐藤　芳之介　委員　7番　三戸　修　委員

3　農地利用最適化推進委員出席者　阿部　知博　委員　坂本　勝則　委員
塚本　能信　委員

4　欠席委員　3番　山田　智美　委員　田村　智幸　委員　森越　信幸　委員

5　事務局出席者　事務局長　橋本　征紀　事務局次長　山田　孝博　主査　佐野　央馬
主査　新川　吾朗　主任　石川　正人　主事　上野　礼

（開会宣言　13時30分）

＜日程第１:「議事録署名委員の指名」＞

議　　長　日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。本日の署名委員として総会規則第13条の規定により5番　佐々木委員、6番　佐藤委員、以上2名を指名いたします。

＜日程第２:「会期の決定」＞

議　　長　日程第2、「会期の決定について」お諮りいたします。本会議の会期は、令和6年11月26日、本日1日と決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声）

議　　長　ご異議なしと認めます。会期は本日1日と決しました。

＜日程第３:報告第１号「現況証明願による専決処分について」＞

議　　長　報告第1号「現況証明願による専決処分について」を議題といたします。事務局から、報告案件の説明をお願いいたします。

事　務　局　報告第1号　現況証明願による専決処分についてご説明いたします。

今回は2件の願出が出されております。

番号1、場所は北の里　○○　番　○○　の　○　筆で、道道江別・恵庭線に面した面積は3,331㎡の土地で、願出人は　○○　氏、所有者は　○○　氏であります。願出目的は、地目変更登記のためであり、令和6年10月17日には事務局にて現地を確認し、非農地と認定しております。

番号2、場所は輪厚元町1丁目　○○　番　○○　の　○　筆で、国道36号線に面した面積は1,751㎡の土地で、願出人は　○○　氏、所有者は　○○　氏であります。願出目的は、地目変更登記のためであり、令和6年10月18日には事務局にて現地を確認し、非農地と認定しております。以上です。

議　　長　報告案件の説明が終わりました。これより質疑を行います。何かございませんか。

（「質疑なし。」の声）

議　　長　質疑なしと認めます。報告第1号は、報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声）

議　　長　ご異議なしと認めます。報告第1号は、報告のとおり承認することに決しました。

＜日程第４:報告第２号「農地法第３条の３の届出による専決処分について」＞

議　　長　報告第2号「農地法第3条の3の届出による専決処分について」を議題といたします。事務局から、報告案件の説明をお願いいたします。

事　務　局　報告第2号　農地法第3条の3の届出による専決処分についてご説明いたします。

今回は2件の届出が出されております。

番号1、場所は共栄　○○　番　○○　の　○　筆で、面積は2,951㎡であり、権利取得者は　○○　氏、前所有者は　○○　氏であります。あっせんを希望はなく、令和6年11月6日に専決処分しております。

番号2、場所は西の里　○○　番　○○　の　○　筆で、面積は4,702㎡であり、権利取得者は　○○　氏、前所有者は　○○　氏であります。あっせんの希望はなく、令和6年11月11日に専決処分しております。以上です。

議　　長　報告案件の説明が終わりました。これより質疑を行います。

（「質疑なし。」の声）

議　　長　質疑なしと認めます。報告第2号は、報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声）

議　　長　ご異議なしと認めます。報告第2号は、報告のとおり承認することに決しました。

＜日程第５：報告第３号「賃貸借の合意解約について」＞

議　　長　報告第３号「賃貸借の合意解約について」を議題といたします。事務局から、報告案件の説明をお願いいたします。

事　務　局　報告第３号　賃貸借の合意解約についてご説明いたします。

今回は道央農業振興公社を経由した契約のため 2 件報告が出されておりますのでまとめて説明を行います。

番号 1、番号 2 についてですが、場所は島松　○○　番　○○　の　○　筆で、面積は 12,367 ㎡です。借主は　○○　氏、貸主は　○○　氏であります。令和６年 10 月 16 日に合意解約が成立し報告を受けております。以上です。

議　　長　報告案件の説明が終わりました。これより質疑を行います。私から一点よろしいでしょうか。報告があった農地に建てられていた　○○　氏のビニールハウスは撤去されたのでしょうか。

事　務　局　今後農地を利用する予定の方が活用するため、撤去はしておりません。

佐々木委員　解約した　○○　氏は今後も営農を続けられるのでしょうか。

事　務　局　○○　氏の今後の営農については、現在借りている農地にて営農を継続すると伺っております。

議　　長　ほかに何かございませんか。

（「質疑なし。」の声）

議　　長　質疑なしと認めます。報告第 3 号は、報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声）

議　　長　ご異議なしと認めます。報告第３号は、報告のとおり承認することに決しました。

＜日程第６：議案第１号「現況証明願について」＞

議　　長　議案第１号「現況証明願について」を議題といたします。事務局から、議案の説明をお願いいたします。

事　務　局　議案第１号　現況証明願いについて　提案理由を説明いたします。

今回は１件の願出が出されております。

番号 1、願出地は島松　○○　番　○○　の　○　筆で、面積は 7,930 ㎡であります。願出人は、　○○　氏、所有者は、　○○　氏であり、願出目的は、地目変更登記のためであります。令和６年 11 月 18 日に佐々木委員、茶木委員、森越委員の３名にて現地査委員会を開催しております。ご審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　議案の説明が終わりました。この案件につきましては、現地調査委員会による現地調査が実施されていますので、茶木委員より調査結果を報告願います。

茶 木 委 員　令和６年 11 月 18 日、現況証明願による現地調査を佐々木委員、森越委員、私の３名で実施しましたので、結果についてご報告いたします。

番号 1、願出人　○○　氏、所有者　○○　氏による願出でございますが、場所は島松地区で、国道 36 線から市道輪厚三島線を　○　m下り、右折し　○　m進んだ先左手に位置する土地です。

この土地は、平成 23 年度に非農地通知が発出されており、現地の状況は、非農地と判断された当時と変わっていないことを確認し、「非農地」と認定いたしました。

以上、現地調査結果報告といたします。

議　　長　ご苦労様でした。これより質疑を行います。私から一点よろしいでしょうか。願出人である　○○　氏は申請地にて事業を計画しているのでしょうか。

周辺地を含む砂利採取の計画があると伺っております。登記地目が農地のまま変更されていないため、地目変更の手続きを行うものであります。

議　　長　ほかに何かございませんか

（「質疑なし。」の声）

議　　長　質疑なしと認めます。議案第１号については、提案のとおり決定することにご異議ござい

ませんか。
（「異議なし。」の声）
議　　長　ご異議なしと認めます。議案第１号については、提案のとおり決定いたしました。

＜日程第７：議案第２号「農地法第３条の規定による許可申請について」＞
議　　長　議案第２号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から、議案の説明をお願いいたします。
事　務　局　議案第２号　農地法第３条の規定による許可申請について提案理由を説明いたします。
今回は、１件の申請が出されております。
番号１、申請地は西の里　○○　番　○○　の　○　筆で、面積は4,702㎡であり、譲渡人は　○○　氏、譲受人は　○○　氏であります。権利移転の目的は経営規模拡大であります。
令和６年11月18日には地区担当委員である、佐藤委員、三戸委員、坂本委員の３名にて現地調査委員会を開催しております。ご審議のほどよろしくお願いします。以上です。
議　　長　議案の説明が終わりました。この案件につきましては、地区担当委員による現地調査が実施されていますので、佐藤委員より調査結果を報告願います。
佐藤委員　令和６年11月18日、農地法第３条許可申請による現地調査を佐藤委員、三戸委員、私の３名で実施しましたので、結果についてご報告いたします。
番号１、譲渡人　○○　氏、譲受人　○○　氏による申請ですが、現地航空写真及び許可申請書等の内容を確認し、譲受人である　○○　氏が申請地を計画どおり耕作可能であることを確認いたしました。
以上、現地調査結果報告といたします。
議　　長　ご苦労様でした。これより質疑を行います。茶木委員どうぞ。
茶木委員　申請農地はどのように利用されるのでしょうか。
事　務　局　近年、ドローンで使用可能な登録農薬が増えている状況にあり、実際の散布による効果が実証されたものが少ないことから、新たにスイートコーンや甜菜、大豆等を栽培し、防除の試験を実施する計画となっております。
茶木委員　試験目的の栽培は農業利用と言えるものなのでしょうか。また、生産物はどのように処理されるのか教えてください。
事　務　局　農地法及び農地法施行令において、その権利を取得しようとする農地での耕作の事業が、その法人の主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究又は農事指導のために行われると認められるものについて、３条による許可が可能とされており、本件は当該条項に該当するものと考えております。なお、生産物の処理方法については把握しておりません。
宮北委員　本件は許可相当と考えますが、当該企業がどのような事業を実際に行っているのか把握していくとよいと思います。
事務局次長　○○　氏は農地所有適格法人ではないため、法令上は事業の報告義務はありません。ただし、市内には試験研究目的で農地を所有している法人が複数ありますので、それらの法人を含め、今後は事業内容の確認をできないか検討していきます。
議　　長　ほかに何かございませんか。
（「質疑なし。」の声）
議　　長　質疑なしと認めます。議案第２号は、提案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（「異議なし。」の声）
議　　長　ご異議なしと認めます。議案第２号は、提案のとおり決定いたしました。

＜日程第８：議案第３号「農用地利用集積計画の決定について」＞
議　　長　議案第３号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局から、議案の説明をお願いいたします。
事　務　局　議案第３号農地利用集積計画の決定について提案理由をご説明いたします。

今回は、売買契約の1件の計画が出されております。
内容につきましては議案書事前に配布しておりますので、説明を省略いたします。ご審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　議案の説明が終わりました。これより質疑を行います。
（「質疑なし。」の声）

議　　長　質疑なしと認めます。議案第3号については、提案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（「異議なし。」の声）

議　　長　ご異議なしと認めます。議案第3号は、提案のとおり決定いたしました。

＜日程第9：議案第4号「現地調査委員の指名について」＞

議　　長　議案第4号「現地調査委員の指名について」を議題といたします。現地調査委員の指名につきましては、現況証明事務処理規程第5条の規定により、私から指名いたします。農業委員の調査委員として2番　安宅委員、3番　山田委員、推進委員の調査委員として坂本委員、調査補充委員として、農業委員は4番　宮北委員、推進委員は塚本委員を指名いたします。

＜日程第10：「その他、諸報告について」＞

議　　長　諸報告を行います。事務局から発言を求められておりますので、これを許します。

事務局長　諸報告を行います。1点目、次回の第19回農業委員会総会につきましては、令和6年12月26日木曜日、午後4時00分から北広島市役所5階委員会室で予定をしておりますのでよろしくお願い致します。2点目、会長と事務局の動静報告についてでございます。先ほどお伝えしました総会終了後には、農業委員会委員協議会懇親会を良寿しにて開催する予定でございます。3点目、次回現地調査委員の日程につきましては、受付期間外のため日程調整等は行いませんので、よろしくお願いいたします。以上です。

議　　長　皆様から何かございませんか。なければ以上をもちまして第18回北広島市農業委員会総会を閉会といたします。ご苦労様でした。

（閉会宣言　　14　時 00　分）

以上、総会議事を記録し、正確を期するためここに署名する。

令和　　年　　月　　日

議　長　　署　名

議事録署名委員　　番　　署　名

議事録署名委員　　番　　署　名